報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分する。

令和6年3月25日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

- 1 事故発生の日時令和6年1月31日 午後5時30分
- 2 事故発生の場所 つくば市研究学園一丁目100番
- 3 相手方
 - (1) 住所 茨城県結城郡八千代町
 - (2) 氏名
- 4 事故の概要

相手方が、つくば市道5-1711号線の西側の歩道を北に向かって歩行中、街路樹の根上りによって盛り上がった箇所に躓いて転倒したことにより、顔と身体を負傷させたもの

5 損害賠償額

金12,149円

- 6 和解の概要
 - (1) つくば市は、相手方に対し、金12,149円を支払う。
 - (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
 - (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。